

平成28年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成28年10月19日(水) 午後3時00分～午後4時40分
- 2 場 所 ときわ会館 3階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 齋藤 友之 会長 根本 淑枝 委員
池田 妙子 委員 松本 敏雄 委員
宇佐見 香代 委員 門真 宏治 委員
佐伯 鋼兵 委員 渡辺 浩志 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長 理事兼総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 報道関係者 1名
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 6 議事の経過
 - (1) 委嘱状の交付(根本委員)
 - (2) 事務局等職員の紹介
 - (3) 総務局長挨拶
 - (4) 会長挨拶
 - (5) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (6) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
 - (7) 事務連絡
 - (8) 閉会

7 審議内容

(1) 審議会の公開及び報道関係者1名の傍聴許可を決定

(2) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

①【事務局から配布資料について説明】

配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」

②【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

・ 他の政令指定都市等における、今年度の特別職報酬等審議会の審議の状況を伺いたい。

⇒ 特別職報酬等審議会は、本市のように常設している団体もあれば、常設せず必要に応じて随時設置している団体もあり、審議事項を含め団体ごとに状況は様々である。したがって、他団体における開催状況若しくは審議の状況という視点での情報収集は行っていない。

なお、参考までに本年の人事委員会勧告の状況を申し上げますと、20ある政令指定都市のうち、月例給の引上げ勧告があったのは本市を含めて12団体、特別給の引上げ勧告があったのは本市を含めて19団体となっている。

・ 特別職職員の給料・報酬等について、現在、特例的な減額措置は実施しているか。

⇒ 現在は実施していない。

・ 資料のP26に「3 議員活動（議員の個人活動）」と題して、会派会議や市主催行事への参加等が列挙されているが、議員の個人活動として括られると、報酬額等を決定するうえで考慮すべき要素としては違和感を覚える。もしも報酬額を決定するうえで考慮すべき要素と議会局が考えているのであれば、列挙されている諸活動の性格について、誤解のないよう少し補足していただきたい。

⇒ 列挙した諸活動は、議員活動を促進するうえで必要不可欠なもの（したがって報酬額の決定要素となり得るもの）と認識しているが、公務と整理するには無理があるため、公務との対比で「個人活動」と表記した。

・ 次回からは「議員活動を促進するための諸活動」とするなど、表現を工夫して資料を作成していただけるとありがたい。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及び事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員及び市長・副市長の報酬・給料の額等が適正なものであるかどうか、委員の意見を聴取。

【各委員の意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む）

- ・ 月例給については、現行額が政令指定都市のなかで平均的な水準にあり、また、生活者の実感というレベルで好況を感じるができる経済状況とも思われなため、据え置くことが適当と考える。
一方、特別給については、本市の一般職職員の支給月数及びこれまで本審議会が参考としてきた国の指定職職員の支給月数がともに引き上げられることを踏まえ、引上げの改定を行うべきと考える。
- ・ 人事院勧告及び本市人事委員会勧告の動向を踏まえ、また、本市の市議会議員の活動が他都市と比較して活発なものと認められる状況にあることを勘案し、月例給・特別給とも引上げの改定を行うべきと考える。
- ・ 年間支給額及びこれの歳出に占める割合が政令指定都市のなかで平均的な水準にあることから、月例給・特別給とも据え置くことが適当と考える。
- ・ 主婦の目線で考えると、現行の年間支給額は、既に必要かつ十分な水準にあり、現時点ではこれ以上引き上げるべき状況にはないと思われる。したがって、月例給・特別給とも据え置くことが適当と考える。
- ・ 特別職職員には、東日本の拠点たる政令指定都市の市民を代表する者として対外的に恥ずかしくない処遇を確保し、持てる力を市民のために最大限発揮していただきたいと考えている。財政的にも比較的安定した状況下にあることから、月例給・特別給とも引上げの改定を行うべきと考える。
- ・ 一般職職員との均衡も一定程度考慮すべきだが、一方で、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等は小刻みな額改定には馴染まないものと認識している。今年度の一般職職員の改定状況は、月例給・特別給ともプラス改定であるが、その改定幅はどちらもそれほ

ど大きなものではない。したがって、月例給・特別給とも据え置くことが適当と考える。

- ・ 春闘の結果、景気動向指数並びに人事院勧告及び本市人事委員会勧告の内容等を総合的に勘案し、月例給・特別給とも引上げの改定を行うべきと考える。

- ・ 月例給については、一般職職員の改定率の累計値を見て判断してきたこれまでの本審議会のスタンスを踏襲し、据え置くことが適当と考える。

特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げの改定を行うべきと考える。

- ・ 限られた任期のなかで職務を遂行する、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等は、原則として、小刻みな額改定には馴染まないものと考えている。したがって、月例給については、一般職職員の改定率の累計値が今回プラスに転じたとはいえ、そのプラス幅はごく僅かであるため、据え置くことが適当と考える。

特別給については、これまで国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきた経緯があるので、これを尊重し、引上げの改定を行うべきと考える。

(3) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

意見が分かれるところもあるが、各委員の意見を集約すると、月例給については「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）については「引上げの改定を行うべき」という意見が過半数を占めている。したがって、反対意見も併記しつつ、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適当」、特別給については「引上げの改定を行うべき」とし、報告書を作成することとした。

②【委員の意見】

異議なし。